

ID: 1455

担当部署: 環境課

<b>処分の概要</b>	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新		
<b>法令名 根拠条項</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和45年法律第137号		
<b>【基準】</b>			
法第7条第2項の規定による。 (一般廃棄物処理業)			
第7条			
2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
<b>標準処理期間</b>	20日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日